

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 5 号

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則（平成 17 年佐賀県規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県母子福祉センター設置条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>佐賀県母子福祉センター設置条例</u>（昭和 40 年佐賀県条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第 3 条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>(1) <u>佐賀県母子福祉センター</u>（以下「母子福祉センター」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p>(2) <u>母子福祉センター</u>の施設の平等利用が確保されること。</p> <p>(3) 前条第 1 号の事業計画書の内容が、<u>母子福祉センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 略</p> <p>（休所日）</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 4 項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち<u>母子福祉センター</u>の休所日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除き、1 週間につき 1 日を限度とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例</u>（昭和 40 年佐賀県条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第 3 条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>(1) <u>佐賀県ひとり親家庭サポートセンター</u>（以下「センター」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p>(2) <u>センター</u>の施設の平等利用が確保されること。</p> <p>(3) 前条第 1 号の事業計画書の内容が、<u>センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 略</p> <p>（休所日）</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 4 項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち<u>センター</u>の休所日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除き、1 週間につき 1 日を限度とする。</p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p>(開所時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>母子福祉センター</u>の開所時間は、1日につき9時間以上とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 管理の基準のうち指定管理者が<u>母子福祉センター</u>の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>母子福祉センター</u>の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合</p> <p>(2) <u>母子福祉センター</u>内の秩序を乱すおそれがある場合</p> <p>(3) <u>母子福祉センター</u>の施設又は設備をき損するおそれがある場合</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 管理の基準のうち指定管理者が<u>母子福祉センター</u>の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号の規定により<u>母子福祉センター</u>の施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>母子福祉センター</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>センター</u>の開所時間は、1日につき9時間以上とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 管理の基準のうち指定管理者が<u>センター</u>の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>センター</u>の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合</p> <p>(2) <u>センター</u>内の秩序を乱すおそれがある場合</p> <p>(3) <u>センター</u>の施設又は設備をき損するおそれがある場合</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 管理の基準のうち指定管理者が<u>センター</u>の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 指定管理者は、第1項第5号の規定により<u>センター</u>の施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>センター</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">利用料金承認申請書</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定管理者 所在地 名称 代表者 印</p> <p>佐賀県母子福祉センター設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請する利用料金の金額 2 母子福祉センターの維持管理に必要な費用 3 施設の利用予定者数 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容 5 実施予定年月日 	<p>様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">利用料金承認申請書</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定管理者 所在地 名称 代表者 印</p> <p>佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請する利用料金の金額 2 センターの維持管理に必要な費用 3 施設の利用予定者数 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容 5 実施予定年月日

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。